

平成 30 年 6 月市議会定例会 提出議案

港 湾 空 港 局

議案番号	区分	件 名	要 旨
第 99 号	条 例 議 案	北九州市港湾施設管理 条例の一部改正について	港湾空港局が所管する公の施設について、 使用料等を改定するため、条例の一部を改め るもの。 ※資料 2～4 ページ
第 111 号	一 般 議 案	市有地の処分について	門司区新門司北二丁目に所在する市有地 を倉庫用地として売り払うもの。 (土地の面積) 1万2,009㎡ (売払い予定金額) 2億5,699万2,600円 ※資料 5 ページ

北九州市港湾施設管理条例の一部改正について

1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成28年2月策定）の基本方針に沿って昨年12月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 使用料等の引上げ

下表のように施設使用料を改定する。

施設名	分類	改定率
旧大連航路上屋	観光施設	1.4倍

(2) 貸出時間の見直し

旧大連航路上屋の多目的室などの利用時間の単位を1時間あたりに改定する。

(3) 利用料金の新設

旧門司税関2Fギャラリー部分の利用料金を新設する。

3 施行期日

平成31年4月1日

観光施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
旧門司税関、旧大連航路上屋	改定率	観光施設の受益者負担割合は35.1%であるため、1.4倍に料金を改定 旧門司税関2Fギャラリー部分の専用料金を新設
	貸出単位等	旧大連航路上屋の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

港湾空港局所管分施設の使用料改定（案）について

■旧大連航路上屋

	現行使用料			改定案			備考
	9時～12時	12時～17時	17時～22時		9時～17時	17時～22時	
多目的室A	600円	900円	1,500円	1時間又はその端数ごとに	260円	420円	
多目的室Aを2区分して利用する場合 1区分あたり	300円	450円	750円		130円	210円	
多目的室B	1,300円	2,100円	3,400円		590円	950円	
ホール	2,400円	3,900円	6,400円		1,100円	1,790円	
多目的スペース	2,900円	4,600円	7,500円		1,310円	2,100円	
シャワー室	1室につき1時間又はその端数ごとに100円			1人1回（30分以内）	140円		

※設備・器具の利用料金も同様の値上率（現行使用料×1.4倍）で改定予定

■北九州市旧門司税関

	現行使用料		改定案		備考
			9時～12時	12時～17時	
展示スペースA			240円	410円	
展示スペースB			460円	760円	
展示スペースC			420円	710円	

市有地の処分について

1 概 要

株式会社KOUGAの倉庫用地として、市有地を売り払うもの。

2 処分予定地

- (1) 所在地 … 北九州市門司区新門司北二丁目10番2
- (2) 面積 … 1万2,009平方メートル
- (3) 処分予定金額 … 2億5,699万2,600円

3 相手方

- (1) 会社名 株式会社KOUGA
代表者 代表取締役社長 中村 明寛
- (2) 本社所在地 北九州市門司区新門司北一丁目3番3号
- (3) 事業内容 貨物利用運送事業

4 処分予定地

